

ハンガリー

実案規則

1991年法令第20号

1992年1月1日施行

目次

- 第1条 実用新案の出願
- 第2条 願書
- 第3条 明細書及びクレーム
- 第4条 函面
- 第5条 施行

第1条 実用新案の出願

(1) 実用新案の出願には次を含める。

(a) 願書及び所定の手数料

(b) 1以上のクレームを付した明細書

(c) 1以上の図面

(d) 代理人(いる場合)を選任する書類

(e) 出願人が発明者の権利承継人である場合は、譲渡証

(f) 条約上の優先権又は博覧会優先権を主張する場合は、優先権書類

(g) 変更又は分割の場合は、関連書類

(2) 願書、クレームを付した明細書及び図面は新しい用紙から始め、かつ、別個に連続番号を付するものとする。これらの内容は、それぞれに応じたものでなければならない。

(3) 用語は、出願を通じて一貫性がなければならない。技術的概念については、ハンガリーの用語、これがない場合は国際慣行上の用語を用いる。寸法の単位は、特別の法令により定められた単位で、これがない場合は国際慣行で受け入れられている単位で表示する。

第2条 願書

願書は1通の写しを提出し、かつ、次を含むものとする。

- (a) 出願人の名称及び住所。出願人が複数であってその権利の持分が均等でない場合は、権利の持分
- (b) 実用新案の名称(実用新案の内容の簡潔かつ正確な表示)
- (c) 出願人が実用新案の考案者又はその権利承継人である旨の宣言及び実用新案が従業者考案であるか否かの表示
- (d) 考案者の名称及び住所。考案者が複数であってその考案者であることの持分が均等でない場合は、その持分
- (e) 代理人(いる場合)の名称及び住所
- (f) 条約上の優先権又は博覧会優先権を主張する場合は、その旨の宣言。これには、外国出願の出願日、国及び番号又は博覧会の名称及び日をそれぞれ表示する。
- (g) 変更又は分割の場合は、その旨の宣言。これには、原出願の参照番号並びに出願日及び優先日を表示する。
- (i) 実用新案権付与の申請
- (j) 願書に添付した書類を示す一覧
- (k) 出願人(すべての出願人)の署名又は代理人の署名

第3条 明細書及びクレーム

- (1) 明細書及びクレームは、次により作成し、2通の同一の写しを提出する。
- (a) 明細書及びクレームは、A4サイズ(29.7cm×21.0cm)の強靱かつ白い用紙の片面に記載するものとしかつタイプ又は印刷しなければならない。すべての用紙は、容易に分離しかつ再び綴じ合せることが可能なように綴じられていなければならない。
- (b) 用紙の余白は、左側で2.5cmから4cmまで、その他の側で2cmから3cmまでとし、1枚目の用紙の上側及び最後の用紙の下側には8cm以上の余白を置かなければならない。タイプ又は印刷は、1行又は2行の行間をあける。
- (c) 明細書及びクレームには、些細な抹消、訂正又は挿入以外は施してはならず、かかる抹消、訂正又は挿入については、用紙の余白に署名する。
- (d) 明細書及びクレームには図面を用いてはならず、かつ、クレームには表も用いてはならない。
- (e) 図面で用いる引用記号は、明細書においては示した特徴の前に括弧なしで置き、クレームにおいては示した特徴の後に括弧付きで置く。
- (f) 出願人又は代理人は、明細書及びクレームの最後の用紙の末尾に署名するものとする。
- (2) 明細書の見出しには次を含むものとする。
- (a) 実用新案の名称
- (b) 出願人の名称及び住所(住居)
- (c) 考案者が出願人でない場合は、考案者の名称及び住所
- (d) 出願日
- (e) 主張する優先権の表示及び出願日、原出願の国及び番号、博覧会の名称並びに変更又は分割の基礎となっている出願の参照番号
- (f) 代理人(いる場合)の名称及び住所
- (3) 明細書は次のようなものでなければならない。
- (a) 実用新案の出願の対象及び分野を簡潔に記載すること
- (b) 実用新案に最も密接な公知の解決を記載することにより、また、背景技術を示す文献を引用することにより、背景技術を示すこと。さらに、実用新案が改良を意図している欠点を記載すること
- (c) 実用新案により解決される技術的課題及び必要な手段を示すこと
- (d) 独立のクレームに従って、実用新案の対象を実施するための最良の態様を記載すること
- (e) 従属クレームに従って、必要な場合は、有利な態様を記載すること
- (f) 簡潔に図形を記載すること
- (g) 保護の範囲を裏付ける1以上の実施例を記載すること
- (h) 背景技術の関連において実用新案の有利な効果を記載すること
- (4) クレームは、アラビア数字で連続番号を付し、かつ、次のとおりに作成するものとする。
- (a) クレームは、説明及び特徴部分を含むものとする。説明部分においては、実用新案の名称を示し、かつ、適切な場合は、その実用新案の対象の既知の特徴を示すものとする。特徴部分においては、実用新案を既知の解決から区別する特徴を記載しなければならない。説明及び特徴部分は、「の特徴がある」又は「を特徴とする」の語句により関連付けるものとする。
- (b) 技術的課題を解決するために絶対に必要なすべての特徴を独立のクレームに含める。
- (c) 独立のクレームの保護の範囲に属する有利な解決を従属クレームに含めることができる。

従属クレームは、直接又は間接に独立のクレームを引用しなければならない。

(d) クレームは、実用新案の技術的特徴に関して、明細書、図面又はその他の文献を引用してはならない。

第4条 図面

図面は、2通の同一の写しを提出するものとし、かつ、次の技術製図の原則に基づいて作成しなければならない。

(a) 図面は、A4サイズの強靱で白い用紙の片面に描き、かつ、用紙には、2cm以上の余白を設ける。

(b) 図面は、黒い、よく見え、長持ちする線で作成し、かつ、彩色、ぼかし、折れ及び亀裂があってはならない。

(c) 異なる図形は、明確に分離された形で配置し、かつ、連続番号を付する。

(d) 図面に示されるすべての引用記号は簡単なものでなければならない。数字及び文字の高さは0.32cm以上でなければならない。

(e) 図面の中の同一の特徴部は、同一の引用記号により示す。

(f) 図面には、本文事項を表示してはならない。ただし、理解のために不可欠な(「水」、「蒸気」、「ABの断面」及び関連性又はブロック工程図表に関する少数の見出し語のような)短くかつ簡単な言葉はこの限りでない。

(i) 各用紙の上方の余白に、その用紙の番号及び斜線により分けた用紙総数並びに出願人又は代理人の署名を記載する。

第5条 施行

本法令は、1992年1月1日に施行する。